

始良市農業委員会総会議事録（令和2年11月）

1. 開催日時 令和2年11月30日（月） 午後1時30分～午後3時15分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（17人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 4番農業委員、19番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（5人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇蘭 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員 1番推進委員、2番推進委員、4番推進委員、5番推進委員、6番推進委員、9番推進委員、11番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7 号 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について
10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
11. 議案第 9 号 農地あっせん申出（借受 希望）について
12. 議案第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
13. 農地あっせんの経過報告
14. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
15. その他

4. 農業委員会事務局職員

農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長

	<h2>始良市農業委員会総会議事録（令和2年11月）</h2>
	<p>（大会議室に農業委員17名着席）</p>
事務局	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>
	<p>〔1. 総会の通告〕</p>
委員	<p>（18番農業委員 議長席に着席）</p>
議長	<p>本日は、議長である19番農業委員が市議会（一般質問）に出会するため、欠席となりますので、会長職務代理者18番農業委員が議長として進行することになりました。よろしくお願ひします。</p> <p>ただいまから、令和2年度第8回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
	<p>————— 会務報告 —————</p>
議長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願ひします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p>
	<p>————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>『異議なし』</p>
議長	<p>それでは、15番農業委員、17番農業委員にお願ひいたします。</p>
	<p>————— 会議書記の指名 —————</p>
議長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係主任主査を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与</p>

	<p>の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
	<p>—————</p> <p>議案第 1 号</p> <p>—————</p>
議 長	<p>それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 8 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 1 1 月 3 0 日、契約の始期は 1 2 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、3 年間で 1 件、5 年間で 3 件、1 0 年間で 4 件で、合計 8 件となっております。面積につきましては、合計 1 7, 4 3 0 ㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の 2 ページから 3 ページの 6 番から 7 番が 1 5 番農業委員、8 番が 5 番農業委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 5 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番</p>

		から5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から5番までについては、原案のとおり決定いたしました。
		なお、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、6番から8番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
		6番から7番の関係者、15番農業委員の退席をお願いします。
	委員	(15番農業委員退席)
議長		それでは、6番から7番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	[質問、意見なし]
議長		それではお諮りします。議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、6番から7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、6番から7番については、原案のとおり決定いたしました。
		15番農業委員は着席してください。
	委員	(15番農業委員着席)
議長		次に、8番の関係者、5番農業委員の退席をお願いします。
	委員	(5番農業委員退席)
議長		それでは、8番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	[質問、意見なし]
議長		それではお諮りします。議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の

	<p>意見決定についての、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、8番については、原案のとおり決定いたしました。 5番農業委員は着席してください。</p>
	<p>委員 (5番農業委員着席)</p>
<p>————— 議案第2号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第2号、農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、4ページでございます。今月の申請件数は、3件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから3ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 永瀬在住の〇〇。譲渡人 住吉在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字早田尻〇〇番〇 田、1筆の904㎡となります。 なお、申請地は太陽光発電施設を、支柱を立てて設置して、その下で営農を行う計画で、農地法3条許可後、施設の支柱の部分のみについて、有限会社 〇〇建設で、農地法5条の一時転用申請がされる予定です。 以上で、1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。10番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年11月14日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、〇〇建設の社長で、3年前から企業参入されました。現在は、3ヘクタールを耕作していますが、空いた農地があれば、広げていきたいということです。機械等は、乾燥機、トラクター、軽自動車を所有しており、田植機も購入予定だそうです。申請地は、</p>

議 長	<p>天水田であるため、太陽光発電施設を設置して、その下で、みょうがやふきを栽培する予定とのことです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、1番の報告を終わります。</p>
事務局	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 兵庫県神戸市在住〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字井手向〇〇番〇 畑、字井手向〇〇番〇 畑、字袴田〇〇番〇 田、3筆の合計面積が865㎡となります。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和2年11月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、グループホーム経営されております。申請地の田は、グループホームから約150mのところ、畑は約500mのところにあります。申請地の田は、畦畔の草払いがしてあり、畑は、前耕作者から11月中に引き渡しできるとのことです。労働力は、非常勤ではありますが、1名います。もちろん本人も作業をされるとのことです。畑については、グループホームの草取りなどのリハビリとしても考えているとのことです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、2番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 同じく東餅田在住の〇〇の親子間の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、東餅田字上八日町〇〇番〇田、1筆の304㎡となります。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。17番農業委員です。調査報告をいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>令和2年11月12日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、自宅の隣接地を調査いたしました。今回は、実母からの生前贈与事案です。申請地の現状は、畑です。譲受人は、隼人で水稻を耕作されて、農機具はリースとのことです。また、農機具では、管理機を確認できました。申請地は、20年前ぐらいから耕作しているとのことです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、3番の報告を終わります。</p> <p>これより、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>それでは、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、5ページです。今月の件数につきましては、1件です。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、変更前が西餅田在住の〇〇、変更後も同じであります。土地の所在が西餅田字辰喰〇〇番〇 田、1筆の52㎡です。当初の転用目的は駐車場で、令和元年8月6日に5条許可がなされています。変更後の目的は、家庭菜園で、理由としましては、家庭菜園として利用したいとのごことでございます。こちらは、議案第4号の1番と関連がありま</p>

議 長	<p>す。 以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、12番推進委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、五社神社から、西に約250mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が水路です。申請実現の確実性としまして、家庭菜園と利用するため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第4号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から4番について、説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は6ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字辰喰〇〇番〇</p>

議 長	<p>田、1筆の52㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は家庭菜園で、理由といたしましては、家庭菜園として利用したいとのこととございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、改良区等は、区域外のため不要となっております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。</p> <p>以上で、1番の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>本案件につきましては、議案第3号の1番で、12番推進委員から調査済でありますので補足説明につきましては、省略します。</p> <p>次の2番についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字流松〇〇番 畑、1筆の694㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、クヌギを植えて山林として利用することとございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、改良区等も、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。</p> <p>以上で、2番の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番農業委員でございます。調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、西浦公民館から、南東に約350mの位置にございます。被害防除現況として、東が山林、西が畑、南が山林、北が畑です。申請実現の確実性は、転用済みのため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑、1筆の511㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第2種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由といたしましては、住宅街</p>

<p>議 長</p>	<p>の中にあり駐車場として使用するために便利なためとのことでございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、改良区等も、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。</p> <p>以上で、3番の説明を、終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。12番農業委員でございます。調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、啓明幼稚園から、西に約40mの位置でございます。被害防除現況として、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、転用済みのため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、4番についての説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、佐賀県西松浦郡有田町在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字土橋〇〇番 畑、1筆の480㎡のうち237㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由といたしましては、県外在住で管理ができないため、月極駐車場として利用することとでございます。資金につきましては、融資で対応して、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、4番の説明を、終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。15番推進委員でございます。調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、帖佐中学校から、南に約5mの位置でございます。被害防除現況として、東が宅地、西が市道、南が転用申請地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第5号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から14番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、7ページから12ページでございます。今月の申請件数につきましては、14件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の株式会社 ○○ 代表取締役 ○○。譲渡人 鹿児島市在住の○○他1名です。土地の所在が、宮島町○○番○ 畑、字宮島町○○番○ 畑、2筆の合計面積が424㎡です。都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、事務所 1棟 74.52㎡で、理由につきましては、隣接地に所有する調剤薬局の従業員が増えたため、申請地に事務所を建築したいとのこととございます。こちらは、自己資金融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。12番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、山形屋サテライトショップから、南に約100mの位置にあります。被害防除現況として、東が宅地、西が国道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、東京都西東京市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人は、日置市在住の〇〇です。土地の所在は、松原町1丁目〇〇番 〇畑、1筆の面積が331㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅 2棟 146.61㎡で、理由としましては、建売住宅（2戸）の建築に適しているとのこととございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。12番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、松原なぎさ小学校から、南東に約200mの位置にあります。被害防除現況として、東が宅地、西が市道、南も市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 埼玉県川口市在住の〇〇です。土地の所在が、鍋倉字宮ノ脇〇〇番〇 田、字宮ノ脇〇〇番〇 田、字宮ノ脇〇〇番〇 田、3筆の合計面積が670.36㎡です。申請地に</p>

<p>議 長</p>	<p>つきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは一〇ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第二種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 一棟 九二・七四㎡で、理由のほうは、申請地に自己住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、一五番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。一五番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第二種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、始良斎場から、南西に約二〇〇mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が山林と雑種地、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、四番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、四番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 池島町在住の〇〇です。土地の所在が、永池町〇〇番〇 畑、一筆の四六五㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第三種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成として利用するためとでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付もされております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）二〇八・五六㎡と一体利用で、全事業面積が六七三・五六㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、一一番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。一一番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第三種農地で、問題ありません。申請地の位置は、鹿児島銀行重富支店から、北東に約一〇〇mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自</p>

議 長	<p>己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 脇元在住の〇〇です。土地の所在が、平松字西中原〇〇番〇 畑、1筆の342㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成として利用するためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付もされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。11番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、重富地区公民館から、東に約150mの位置にございます。被害防除ですが、東が市道、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 東京都府中市在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字樋之口〇〇番〇 田、1筆の面積が808㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、既存の資材置場が手狭で、仕事上申請地のほうが便利のためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、下久徳いきいき交流センターから、南東に約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 福岡県福岡市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 蒲生町久末の〇〇です。土地の所在が、蒲生町白男字小野〇〇番〇 畑、1筆の面積が910㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由としましては、太陽光発電施設を設置したいとのこととでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、新留地区公民館から、北に約1,100mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が雑種地、西が畑、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 佐賀県西松浦郡有田町の</p>

<p>議 長</p>	<p>〇〇です。土地の所在が、西餅田字土橋〇〇番 畑、480㎡のうち224㎡、字土橋〇〇番 畑、480㎡のうち24㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅・通路 1棟 89.43㎡で、理由としましては、借家住まいで手狭になったため、一般住宅と通路を建築するためということでございます。資金のほうは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されてございます。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。15番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、帖佐中学校から、南に約5mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が転用申請地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町上久徳字堂平〇〇番〇 畑、1筆の面積が87㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は通路で、理由のほうにつきましては、申請地を購入して通路として使用したいとのこととございます。資金につきましては、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されてございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。13番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、川東後公民館から、北東に約100mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が里道、南</p>

<p>議 長</p>	<p>が水路、北が里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 薩摩郡さつま町の医療法人 ○○ 理事長 ○○。譲渡人福岡県糸島市在住の○○他11名です。土地の所在は、蒲生町下久徳字桑水流○○番○ 田他11筆、合計面積11,984㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行があり、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、病院 1棟 2,400.00㎡で、理由につきましては、心療内科等の外来・入院施設のため、市街地より少し離れた静かでのどかな地域で、病院を新規開院したいとのごことでございます。自己資金で対応し、改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もされてございます。こちらにつきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。8番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>転用目的は、病院であります。われわれの土地改良区とも十分協議しております。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である市街地設置困難、不相当施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、JA やすらぎ蒲生斎場から、南に約80mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地・市道・田、西が田・畑・宅地、南が田と宅地、北が県道・宅地・田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件とし、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市在住の○○。譲渡人 兵庫県神戸市在住の○○。土地の所在は、加治木町小山田字袴田○○番○ 田、1筆の406㎡です。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり は10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断 されます。転用目的は貸駐車場で、理由につきましては、申請人の 会社の従業員駐車場として賃貸借を行うとのことと ございます。こちらは、自己融資で対応し、改良区等は、区域外 のため、不要となっております。また、被害防除計画書と顛末書が 添付されてございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するた め、問題ありません。申請地の位置ですが、南国生コンクリート から、北に約150mの位置です。被害防除現況ですが、東が田、 西が県道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですが、 転用済みのため、確実です。条件及び特記事項は、東側農地の通 作路を確保することとなっております。総合意見として、転用許 可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員 としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇他1名。譲渡人 三重県伊勢市 在住の〇〇他1名。土地の所在が、加治木町木田字上尾立〇〇番 〇 田、字上尾立〇〇番〇 田、2筆の合計面積が507㎡とな っております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、 第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判 断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 278.24㎡で、理由に つきましては、借家住まいのため、住宅を建築したいと ございまして、こちらは、融資で対応し、改良区からの意見書が あります。また、被害防除計画書と面積超の理由書が添付され てございます。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇(宅地) 7.46㎡との一体利用で、全事業面積514.46㎡です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。</p> <p>はい。3番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置 ですが、川野保育所から、北西に約60mの位置です。被害防除 現況ですが、東が宅地、西が私道、南も私道、北が私道です。 申請実現の確実性ですが、</p>

議 長	<p>融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
事務局	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字室前〇〇番〇 田、字室前〇〇番〇 田、2筆の合計面積が276㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、当地を宅地造成（2区画）の計画に至ったということでございます。資金については、自己資金と融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12番推進委員です。調査報告いたします。</p>
事務局	<p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、建昌公民館から、北に約200mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が畑、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明があるため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p> <p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇他1名。土地の所在が、平松字永迫〇〇番〇 田、1筆の731㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 111.37㎡で、理由につきましては、借家に入居しているので、自己住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。11番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良インターの隣接地です。被害防除現況は、東が始良インター、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から14番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から14番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、10番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p> <p>ここで、しばらく休憩いたします。</p> <p>(休 憩)</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p> <p>休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は兵庫県神戸市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、加治木町小山田字井手向〇〇番〇畑、字井手向〇〇番〇畑、2筆の合計面積が34㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は公衆用道路で、昭和51年に道路工事が行われ、分筆登記のみが行われているためということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。2番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置ですが、南国生コンクリートから、南へ約150mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり公衆用道路で、昭和51年に道路工事が行われ、分筆登記のみが行われているということです。周囲の現況が、東が道路、西も道路、南が畑、北が道路ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、公衆用道路となつてから、すでに44年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第6号、非農地証明願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号、非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号、非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第7号 —————</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第9、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）について、ご説明いたします。総会資料は14ページからでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は船津の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、蒲生町上久徳字宇梅ケ丸〇〇番〇 田、1筆の912㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は資材置場であります。補助事業との関連では、昭和50年第二次農業構造改善事業（川下地区）となっております。理由としましては、業務拡張により、長年不耕作である申請地を建設工事の資材置場として利用したいということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。13番農業委員です。それでは、調査報告をおこないます。</p> <p>農地区分につきましては、農用地区域内農地です。申請の位置ですが、川東地区いきいき交流センターから、北東に約550mの位置です。被害防除現況は、東が農道、西が山林、南が山林と水路、北が転用許可地です。申請実現の可能性ですが、始良市内の事業者で、確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は北山在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、北山字グミノ木〇〇番 田、1筆の1,404㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途も農地であります。補助事業との関連はありません。理由としましては、これまで耕作しておらず耕すだけ土地だったが、来年から耕作予定であり、申請地を後世に残していきたいためということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、14番農業委員に調査の結果並び</p>

	に補足説明をお願いします。
委員	<p>はい。14番農業委員です。それでは、調査報告をおこないます。</p> <p>農地区分につきましては、第2種農地です。申請の位置ですが、山花公民館から、東に約90mの位置です。被害防除現況は、東が水路、西が河川、南が水路、北も水路です。申請実現の可能性ですが、農用地区域へ編入し、田として利用するため、確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）についての、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）についての、1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第8号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第10、議案第8号、農地あっせん申出（売渡 希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号、農地あっせん申出（売渡 希望）について、ご説明いたします。総会資料は15ページでございます。今月の申請につきましては、売渡2件となっております。参考資料につきましては、79ページから80ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。</p> <p>内容につきましては売渡です。土地の所在が、加治木町木田字牟礼ノ前〇〇番〇 田、1, 321㎡です。申請人は、加治木町木田在住の〇〇です。売渡譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。</p>

議 長	次に、日程第11、議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）について、ご説明いたします。総会資料は16ページでございます。今月の申請につきましては、借受1件となっております。参考資料につきましては、81ページから82ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては借受です。申請人は霧島市溝辺町の株式会社〇〇。希望地目が、畑で、希望面積が2,000㎡から3,000㎡です。希望地区は、加治木の楠原地区です。希望貸付期間は10年で、希望小作料は農業委員会に一任ということです。申請人は、10ヘクタールほどのお茶園経営で、楠原地区では、1.5ヘクタールを耕作しています。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第8号、農地あっせん申出（借受 希望）の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）の1番については、原案のとおり決定いたしました。 次に、ただいま承認されました議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思っております。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第9号、農地あっせん申出（借受 希望）についての、1番については、12番農業委員に、 お願いしたいと思います。

委員	「はい」
議長	それでは、担当となられた委員の方は、よろしく願いいたします。
<p>—————</p> <p>議案第10号</p> <p>—————</p>	
議長	<p>次に、日程第12、議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。</p> <p>それでは、総会資料の17ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和2年12月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、18ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和2年12月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の18ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規2件で、申請面積が、2,649㎡です。設定する権利別は、使用貸借が2件で、期間別は、全て10年となっております。</p> <p>今回の設定地域は、蒲生町上久徳地区となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしく願いします。</p>
議長	<p>それでは、利用権設定開始日 令和2年12月1日 各筆1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年

		12月1日 各筆1番から2番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年12月1日 各筆1番から2番までについて、原案のとおり決定いたしました。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 今月は、特にありません。 以上で報告を終わります。
議 長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議 長		次に日程第14、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。11月は3件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約11月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。

		<p>————— その他 —————</p>
議 長		<p>それでは日程第15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>
	委 員	<p>[発言なし]</p>
議 長		<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始良市農業委員会互助会規約の改定について ○ 4番農業委員の病状報告と見舞金について ○ 活動記録簿の記入方法について
議 長		<p>ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和2年度 第8回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
		<p>[閉会]</p>
	事務局	<p>姿勢を正してください。 一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____